

監査公表第 12 号（令和 6 年 4 月 5 日、県公報第 485 号登載）  
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査の結果（令和 5 年 11 月 13 日 5 監総第 370 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 5 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

5農政第1746号  
令和6年3月7日

福岡県監査委員 塩川正一 殿  
同 世利洋介 殿  
同 森行一 殿  
同 大島道人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年11月13日5監総第370号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 農林業総合試験場 資源活用研究センター	庁舎清掃及び付帯設備等保守管理業務委託について、過去2年間の履行実績により契約保証金を免除する場合、種類及び規模を同じくする2件以上の履行実績を確認し免除すべきところ、履行が完了していない契約をもって免除していた。	所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、契約保証金の免除に関する事務処理を適正に行うため、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当者は、履行歴調書の様式にあらかじめ、長期継続契約を履行実績として確認する場合の注意事項等を追記する。</li><li>・ 担当者及び上司は、会計事務チェックシートを決裁の際に必ず添付し、履行歴調書に記載された履行実績が免除の要件を満たしているかを複数で確認する。</li><li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>

<p>農林水産部 行橋農林事務所</p>	<p>排水樋門工事について、矢板締切工における油圧式圧入機の据付・解体費及び鋼矢板修理費を計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。</p> <p>また、同工事について、排水樋門の遮水矢板の工法を経済的に安価なものを選定すべきところ、これを行わず、積算が過大となっていた。</p>	<p>所属長は、関係職員に対し、今回の誤りに係る技術研修を受講させるとともに、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、積算書の内容が、農林水産省が定めた積算基準書の適用範囲内であるか、経済比較に基づき工法を選定しているかについての項目を追加したチェックリストを用いて、複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>
--------------------------	---	--

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	ため池工事について、仮設材の賃料期間を60日として計上すべきところ、100日として計上し、積算が過大となっていた。	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、仮設材の賃料期間の計算方法に誤りがないかの項目を追加したチェックリストを用いて、複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>
農林水産部	農業用パイプラインの緊急補修工事について、同一工事内で複数回使用する仮設材（敷鉄板）の運搬費を算出する際、数量を使用回数で除して算出すべきところ、1回の数量を使用回数で除して算出し、積算が過小となっていた。	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、積算書に同一工事内で複数回使用する仮設材がある場合は、仮設材運搬量の計算根拠を記載した資料を添付し、仮設材の運搬費に誤りがないか、チェックリストを用いて複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>
農林水産部	水路工事での工事用仮橋工について、使用鋼材の売却益を設計額より控除すべきところ、控除していなかった。また、仮橋で桁材より上に設置する鋼材は、上部工として設置費を算出すべきところ、下部工として算出していた。加えて、計上する必要の無い、購入鋼材の運搬費を計上していた。これらの誤りにより、積算が過大となってい	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、積算書の仮橋設置費や鋼材運搬費に誤りがないかの項目を追加したチェックリストを用いて、複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに</li> </ul>

	た。	今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
農林水産部	ほ場整備工事のうち、取付擁壁工及び階段工に使用するコンクリートの種類について、18N（高炉B）を選択すべきところ、21N（普通）を選択して、積算電算システムに入力したため、積算が過小となっていた。	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、資材集計一覧表により、適正な資材を選択しているかの項目を追加したチェックリストを用いて、複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>